

第1編 共通編

第1章 總 則

第1節 総 則

1－1－1 適 用

- 1 農業土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、鹿児島県農政部所管の事業に関する土木工事の施工に係る工事請負契約書（以下、「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 受注者は、共通仕様書の適用に当たり、「工事監督実施要領」及び「鹿児島県工事検査規定」による監督、検査体制のもとで、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。
また、これら監督、検査（完成検査、既済部分検査）に当っては、地方自治法第234条の2項に基づくものであることを認識しなければならない。
- 3 契約図書は相互に補完し合うものであり、これに定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 受注者の責に帰すべき事由により、復旧、修復及び補修等を要する場合、その費用は受注者の負担とする。
- 5 特別仕様書、共通仕様書及び図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面上に書かれた数字が相違する場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けるものとする。
- 6 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第27条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。
- 7 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位とが併記されている場合、（ ）内を非S I 単位とする。受注者は、S I 単位の適用に伴い、数値の丸め方が示されたものと異なる場合、監督職員と協議しなければならない。なお、非S I 単位の使用が認められているものについては、この限りではない。
- 8 JIS規格や各種協会規格については、本共通仕様書によるものとするが、これら規格が改正した場合は、改正後の基準とする。

1－1－2 用語の定義

共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「工事」とは、本体工事及び仮設工事をいう。
- (2) 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工する工事をいう。
- (3) 「仮設工事」とは、工事の施工に必要な各種の仮工事をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (5) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (6) 「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特別仕様書を総称している。
- (7) 「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要件、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
- (8) 「特別仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細及び工事に固有の事項を定める図書をいう。
- (9) 「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件を説明するための書類をいう。

- (10) 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (11) 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の元となる設計計算書をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあっては、契約図書及び監督職員の指示に従って作成され、監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- (12) 「工期」とは、契約図書に示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (13) 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- (14) 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- (15) 「工事完了」とは、設計図書に示された全ての工事が完了していることをいう。
- (16) 「工事完成」とは、設計図書に示された全ての工事が完了し、設計図書により提出が義務付けられた工事記録写真等の資料が全て監督職員に提出されていることをいう。
- (17) 「監督職員」とは、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が契約の適正な履行を確保するため定めた者をいう。
- (18) 「検査職員」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- (19) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (20) 「承諾」とは、契約図書で示した事項で、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (21) 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (22) 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (23) 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (24) 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (25) 「通知」とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面で知らせることをいう。
- (26) 「連絡」とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (27) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (28) 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
- なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

第1章 総 則

- (29) 「書面」とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。
- (30) 「立会」とは、監督職員が、現場において契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確認することをいう。
- (31) 「遠隔確認」とは、監督職員が遠隔地においてウェアラブルカメラ等により撮影されたデータをパソコン等の機器により確認することをいう。
- (32) 「施工段階確認」とは、設計図書に示した段階において、実施状況、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が立会又は遠隔確認により工事状況、工事に係る出来形等を確認することをいう。
- (33) 「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。
- (34) 「確認」とは、契約図書に示した段階又は監督職員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき監督職員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- (35) 「工事検査」とは、検査職員が契約書第32条、第38条及び第39条に基づいて給付の確認を行うことをいう。
- (36) 「同等以上の品質」とは、特別仕様書で指定する品質、又は特別仕様書に指定がない場合には、監督職員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは監督職員の承諾した品質をいう。
- なお、試験機関の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- (37) 「S I」とは、国際単位系をいう。
- (38) 「J I S規格」とは、日本産業規格をいう。

1－1－3 設計図書の照査等

- 1 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面を貸与することができる。ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準等、市販・公開されているものについては、受注者が備えるものとする。
- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実の確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならぬ。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条に基づき監督職員から指示によるものとする。

- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外に、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1－1－4 工程表

受注者は、契約書第3条に規定する「工程表」を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

1－1－5 施工計画書

- 1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならぬ。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならぬ。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要 (8) 緊急時の体制及び対応
 - (2) 計画工程表 (9) 交通管理
 - (3) 現場組織表 (10) 安全管理
 - (4) 主要機械 (11) 仮設備計画
 - (5) 主要資材 (12) 環境対策
 - (6) 施工方法 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法
 - (7) 施工管理計画 (14) その他
- 2 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、変更に関する事項についてその都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を提出しなければならぬ。
 - 3 受注者は、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1-1-6 低入札価格調査

受注者は、当該工事が「鹿児島県低入札価格調査実施要領」に基づく調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、鹿児島県低入札価格調査実施要領に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 施工体制台帳の調査
施工体制台帳の調査を契約担当者から求められた場合は、受注者はこれに応じなければならない。
- (2) 施工計画書の内容の調査
調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容の調査を契約担当者から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

1-1-7 工事実績情報システム（コリンズ）への登録

- 1 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「J A C I C」という。）が実施している工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注時・変更時・完成時及び訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメールを送信し、監督職員の確認を受けた上、コリンズ登録しなければならない。
- 2 登録時にJ A C I Cが発行する「登録内確認書」はコリンズ登録時に監督職員にメール送信される。
- 3 工事実績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。
 - (1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内とする。
但し、余裕期間を設定した工事における受注時の登録は、工事開始日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に登録しなければならない。
 - (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に登録する。なお、登録変更時は、工期又は技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
 - (3) 完成時の登録は、工事完成届を提出後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日

曜日及び祝日を除く。)に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

- (4) 完成後において、訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1－1－8 監督職員

- 1 契約書の規定に基づき発注者が監督職員に委任した権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 2 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとし、監督職員と受注者が指示内容等を確認するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1－1－9 現場技術員

受注者は、設計図書又は打合せ簿で、鹿児島県土地改良事業団体連合会等の現場技術員の配置が示された場合、次によらなければならない。

- (1) 現場技術員が監督職員に代わり現場で立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(施工計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
ただし、現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。
- (2) 監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同等である。
- (3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

1－1－10 主任技術者等の資格

土木施工管理技士等の資格を有する主任技術者又は監理技術者(指定建設業を除く。)を必要とする場合には、次の各号のうち、設計図書で定める者とする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理、また管工事では1級管工事施工管理、電気一式工事では1級電気工事施工管理、建築一式工事では1級建築施工管理に合格した者
- (2) 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)、また管工事では管工事施工管理、電気一式工事では電気工事施工管理、建築一式工事では1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)に合格した者
- (3) 技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)に合格した者
- (4) (社)畠地農業振興協会に登録された畠地かんがい技士の資格を有する者
- (5) (社)畠地農業振興協会に登録された畠地かんがい技士若しくは畠地かんがい技士補の資格を有する者

1－1－11 工事用地等の使用

- 1 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合、善良なる管理者の注意をもって維持、管理するものとする。
- 2 受注者は、1に規定する工事用地等について、工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ、

用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

工事用地等を返還するに当たっては、受注者は使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者の確認を受けるとともに、当該返還に立会わなければならない。

- 3 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上必要な用地については、受注者の責任で自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上必要な用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物建設のための掘削等に伴う借地等をいう。
- 4 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収した場合、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- 5 受注者は、1に規定する工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。
工事の完成前において、発注者が返還を要求してきたときも同様とする。
- 6 発注者は、1に規定する工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しない場合、自ら復旧することができるものとし、その費用は請負代金額から控除するものとする。
この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

1-1-12 工事着手

受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内に工事着手しなければならない。

1-1-13 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が、鹿児島県の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。
- (4) 下請負人は、契約書第7条の2第1項に基づく社会保険等の届出を履行していること。
ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。

1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図

1 施工体制台帳

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについて」（令和3年3月10日土木部長通知）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

なお、施工体制台帳は、原則として電子データで作成・提出するものとする。

2 施工体系図

第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについて」（令和3年3月10日土木部長通知）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しな

ければならない。

3 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1 を標準とする。



[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

図 1-1-1 名札の標準図

4 施工体制台帳等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

1－1－15 施工体制台帳及び施工体系図の取扱い

1 施工体制台帳の作成等について

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。

また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

2 施工体系図の作成等について

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下の（1）から（4）の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。

また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- (1) 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- (2) 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- (3) 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- (4) その他監督職員が記載を指示した業務等

1－1－16 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき設計図書に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1－1－17 調査、試験に対する協力

- 1 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 2 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、次の各号に掲げる協力をしなければならない。

また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した受注者の事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査、指導の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整、保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する間接工事等諸経費動向調査の対象工事となった場合、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

1－1－18 工事の一時中止

- 1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じるものとする。
 - (1) 契約書第16条に規定する工事用地が確保されない場合
 - (2) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (3) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
 - (4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (5) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (6) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等において監督職員が必要と認めた場合、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。
- 3 1及び2の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。
また、受注者は工事の続行に備え、工事現場を保全しなければならない。

1－1－19 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1－1－20 工期変更

- 1 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条、第22条、第23条第1項及び第44条第2項の規定に基づく工事の変更について、当該変更が契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものとする。（以下「事前協議」という。）
- 2 監督職員は、事前協議における工期変更協議の対象であるか否かについて受注者に通知するものとし、受注者はこれを確認しなければならない。

- 3 受注者は、契約書第18条第5項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
- 4 受注者は、契約書第19条に基づく工事内容の変更又は契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
- 6 受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

1－1－21 支給材料及び貸与品

- 1 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備付け、常にその残数量を明らかにしておかなければならぬ。
- 2 受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料（又は貸与品）請求書を作成し、その使用予定日の前日までに監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。
- 3 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」、「引渡時期」及び「引渡方法」については、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

なお、引渡終了後、契約書第15条第3項の規定に基づき、支給材料（又は貸与品）受領（又は借用）書を作成し、引渡の日から7日以内に監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

- 4 受注者は、貸与する機械器具の使用に当たり、十分に整備点検し、事故等のないよう努めなければならない。

なお、工事中における機械器具の運転、修理及び管理は、受注者の責任において修理しなければならない。

また、受注者の不注意により、機械器具に故障・破損が生じた場合、受注者の責任において復旧しなければならない。

- 5 受注者は、機械器具の返却に当たり、十分整備し、機能に支障がない状態で、返却しなければならない。なお、引渡し後であっても、受注者に起因する故障、破損が見つかった場合、受注者の負担により修理しなければならない。
- 6 受注者は、契約書第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品」について、支給材料（又は貸与品）返還書を作成し、監督職員を経由して発注者に提出し、指示に従わなければならない。

なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

また、返還に要する費用は、受注者の負担とする。

- 7 その他については、契約書第15条の規定によるものとする。

1－1－22 工事現場発生材

受注者は、工事施工によって生じた現場発生材について、工事現場発生材報告書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引渡さなければならない。

1－1－23 建設副産物

- 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとする。

なお、設計図書に示されていない場合で、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に示されていない任意の仮設工事にあっては、監督職員の承諾を得るものとする。

- 建設発生土については、設計図書で指定する受入れ地へ搬出するものとする。なお、搬出に当たっては、関係法令及び設計図書の規定等を遵守しなければならない。
- 受注者は、建設副産物が搬出される工事施工に当たり、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に関係資料を提出しなければならない。
- 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年2月1日付け農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

また、受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

- 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合、工事完了後速やかに実施状況を記録し、監督職員に提出しなければならない。

1－1－24 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な措置

- 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体、再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。

- 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。

なお、この書面は、本章1－1－23建設副産物6に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。

（1）再資源化等が完了した年月日

(2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(3) 再資源化等に要した費用

1-1-25 工事材料の品質

1 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。

2 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合、速やかに提示するとともに、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。

また、設計図書において事前に監督職員の承諾を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

1-1-26 監督職員による検査、立会等

1 受注者は、設計図書に従い、工事の施工について監督職員の立会を求める場合、立会願を監督職員に提出しなければならない。

2 監督職員は、工事が設計図書どおりに行われていることを確認するため、必要に応じて工事現場又は製作工場に立入り立会し、資料の提供を請求できるものとする。なお、受注者は、これに協力しなければならない。

3 受注者は、監督職員による検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において検査及び立会を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4 監督職員は、設計図書に定められた確認を机上により行うことができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督職員にこれらを提出しなければならない。

5 監督職員による検査及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

6 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査に合格した場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

7 施工段階確認

(1) 受注者は、発注者が設計図書において施工段階確認の実施を指定した場合、監督職員の確認を受けなければならぬ。

(2) 受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載しなければならない。

また、遠隔確認により実施する場合は、適用種別、機器仕様等を施工計画書に記載して、監督職員の確認を受けなければならぬ。

(3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、事前に監督職員と日時、実施方法の調整を行わなければならない。

なお、監督職員は施工段階確認を机上で行う場合、又は現場技術員に行わせる場合は、受注者にあらかじめ連絡するものとする。

(4) 受注者は、立会又は遠隔確認により施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。

(5) 監督職員が施工段階確認を机上により行う場合、受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付し、監督職員へ提出するのもとする。

(6) 施工段階確認結果において、規格値から外れたものが確認された場合、受注者は手直し工事を含めて監督職員の指示により対応しなければならない。手直しした箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。

なお、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。

1-1-27 数量の算出及び完成図

- 1 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
- 2 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って出来形図を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-28 工事完成図

- 1 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 工事完成図とは、最終の設計図に受注者からの申し出に対し、監督員が承諾した事項（施工承諾の内容等）が反映された図面をいう。
- 3 管水路工事においては、管割図についても工事完成図として提出しなければならない。

1-1-29 工事完成検査

- 1 受注者は、契約書第32条第1項の完成通知書を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約書を発注者と締結していること。
- 2 発注者は、工事検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
- 3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 4 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことが出来るものとする。
- 5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-26監督職員による検査、立会等の3に準じなければならない。

1-1-30 既済部分検査

- 1 受注者は、契約書第38条第2項の部分払いの確認請求を行った場合、又は契約書第39条第1項の工事完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行う場合、1の検査を受ける前に監督職員の指示により、工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-29工事完成検査4の規定に従うものとする。
- 4 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-26監督職員による検査、立会等

の3に準じなければならない。

1-1-31 施工管理

- 1 受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、あらかじめ定めた規格値により施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、1の規格値及び設計図書に定めのない工種について、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。
- 3 受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。

1-1-32 部分使用

受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1-1-33 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、契約の履行状況について工事履行報告書により監督職員に報告するものとする。

1-1-34 使用人等の管理

- 1 受注者は、使用人等（下請負人又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。以下、「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払状況及び宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1-1-35 工事中の安全管理

- 1 受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号 平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。
- 2 受注者は、監督職員及び管理者の承諾なくして流水又は水陸交通の支障となるような行為等公衆に迷惑を及ぼす施工方法を採用してはならない。
- 3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年2月1日付け5地第72号農林水産大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 4 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により指定されている場合、これに適合した建設機械を使用しなければならない。

ただし、より条件にあった建設機械がある場合は、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 5 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。特に、重機械等が、架空線等上空施設の下を通過する箇所では、高さ制約を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）の設置や適切な誘導員の配置等、架空線に支障を及ぼさないよう十分に注意しなければならない。
- 6 受注者は、豪雨、出水及びその他の天災に対して、気象予報等について十分な注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 7 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合、その区域を板囲、ロープ等で囲うとともに、「立入り禁止」の標示をしなければならない。
- 8 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 9 受注者は、公衆の見やすいところに工事名、工期、事業主体名、工事受注者名、連絡先、

電話番号及び現場責任者名を標示する標示板を設置しなければならない。

10 安全対策

- (1) 受注者は、土地改良事業等における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け4構改D第308号農林水産省構造改善局長通知）に基づき、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全、訓練等を実施しなければならない。
 - ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - イ 工事内容の周知徹底
 - ウ 土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底
 - エ 工事における災害訓練
 - オ 工事現場で予想される事故対策
 - カ その他、安全、訓練として必要な事項
 - (2) 施工に先立ち作成する施工計画書には、工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画について記載しなければならない。
 - (3) 安全・訓練等の実施状況は、写真、ビデオ又は実施状況報告書等により提示するものとする。
- 11 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- 12 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。
- 13 監督職員が、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合においては、受注者はこれに従うものとする。
- 14 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならぬ。
- 15 受注者は、施工計画の立案に当たり、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。
特に、梅雨、台風等の出水期の施工に当たり、工法及び工程について十分に配慮しなければならない。
- 16 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。
- 17 受注者は、工事の施工箇所に地下埋設物等を発見した場合、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。
- 18 受注者は、施工中管理者不明の地下埋設物等を発見した場合、監督職員に報告し、その処置について監督職員の指示により行うものとする。
- 19 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合、直ちに関係機関及び監督職員に連絡し、応急処置を取るとともに、その補修について、関係機関及び発注者と協議のうえ行うものとする。

1-1-36 爆発及び火災の防止

- 1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合に関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合、使用に先立ち監督職員に使用計画書を提出しなければならない。

- 3 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、根株、草等を野焼きしてはならない。
- 4 受注者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
- 5 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

1－1－37 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片づけ、かつ撤去し、現場及び工事のかかる部分を清掃し、整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するものを除く。また工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1－1－38 電子納品

- 1 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。

ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」（以下、「ガイドライン」という）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

ガイドラインは鹿児島県ホームページから最新版を取得し使用すること。

- 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で成果品を提出する場合、正本1部、副本1部の計2部提出する。また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は正本1部とする。

電子納品レベル、納品方法及び電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

1－1－39 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに人命、身体、財産の安全を確保し、関係機関と監督職員に通報しなければならない。この場合において、受注者は監督職員が指示する期日までに別に定める事故報告書を監督職員に提出しなければならない。

1－1－40 環境対策

- 1 受注者は、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。

第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1－1－44官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。

- 3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。

この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。

- 4 資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物
 - (1) 受注者は、資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に配慮しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

(2) 受注者は、(1)の特定調達品目を使用する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準（以下「特定調達品目の判断の基準」という。）を満たすものとする。

(3) 受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

5 排出ガス対策型建設機械

(1) 受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができます。

(2) 受注者は、工事の施工に当たり表1-1-2に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができます。

表 1-1-1 排出ガス対策型適用の一般工事用建設機械

一般工事用建設機械	摘要
<ul style="list-style-type: none"> ・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーラ、オールケーシング掘削機、リバースサークュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機) ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。</p>

表 1-1-2 排出ガス対策型適用のトンネル工事用建設機械

トンネル工事用建設機械	摘要
<ul style="list-style-type: none"> ・ バックホウ ・ トラクタショベル ・ 大型ブレーカ ・ コンクリート吹付機 ・ ドリルジャンボ ・ ダンプトラック ・ トラックミキサ 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下）を載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。</p>

6 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

1-1-41 文化財の保護

- 受注者は、工事の施工に当たり文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。
- 受注者は、工事の施工に当たり文化財その他の埋蔵物を発見した場合、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者は、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-42 交通安全管理

- 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する場合、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、第三者に損害を与えないようしなければならない。
- 受注者は、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。
- 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事について関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を樹立し、災害の防止を図らなければならない。

- 3 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たり、交通の安全につき講じるべき必要な措置について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い、安全対策を講じなければならない。
- 4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合、設計図書の定めにより、工事用道路の新設、改良、維持管理及び補修を行わなければならない。
- 5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
- 6 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 7 受注者は、設計図書に他の請負者と工事用道路を共用する定めがある場合において、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 8 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業が中断する場合は、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。
- 9 工事の性質上、受注者が水上輸送によることを必要とする場合には、「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとし、それに従って運用されるものとする。
- 10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-1-3 車両の一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0t (但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t), 1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

- 11 本工事で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る1級、2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検

定格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。

なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。

また、受注者は、上記のことと示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資 格	資 格 要 件
交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21施行）における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識 及び技術を有する警備員等	・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

1-1-43 諸法令、諸法規の遵守

受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。

なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに関連する法令である。

(1) 会計法	(昭和22年法律第 35号)
(2) 建設業法	(昭和24年法律第 100号)
(3) 下請代金遅延等防止法	(昭和31年法律第 120号)
(4) 労働基準法	(昭和22年法律第 49号)
(5) 労働安全衛生法	(昭和47年法律第 57号)
(6) 作業環境測定法	(昭和50年法律第 28号)
(7) じん肺法	(昭和35年法律第 30号)
(8) 雇用保険法	(昭和49年法律第 116号)
(9) 労働者災害補償保険法	(昭和22年法律第 50号)
(10) 健康保険法	(大正11年法律第 70号)
(11) 中小企業退職金共済法	(昭和34年法律第 160号)
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和51年法律第 33号)
(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成 3年法律第 94号)
(14) 道路法	(昭和27年法律第 180号)
(15) 道路交通法	(昭和35年法律第 105号)
(16) 道路運送法	(昭和26年法律第 183号)
(17) 道路運送車両法	(昭和26年法律第 186号)
(18) 砂防法	(明治30年法律第 29号)
(19) 地すべり等防止法	(昭和33年法律第 30号)
(20) 河川法	(昭和39年法律第 167号)
(21) 海岸法	(昭和31年法律第 101号)
(22) 港湾法	(昭和25年法律第 218号)
(23) 港則法	(昭和23年法律第 174号)
(24) 漁港漁場整備法	(昭和25年法律第 137号)
(25) 下水道法	(昭和33年法律第 79号)
(26) 航空法	(昭和27年法律第 231号)
(27) 公有水面埋立法	(大正10年法律第 57号)

(28) 軌道法	(大正10年法律第 76号)
(29) 森林法	(昭和26年法律第 249号)
(30) 環境基本法	(平成 5年法律第 91号)
(31) 火薬類取締法	(昭和25年法律第 149号)
(32) 大気汚染防止法	(昭和43年法律第 97号)
(33) 騒音規制法	(昭和43年法律第 98号)
(34) 水質汚濁防止法	(昭和45年法律第 138号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(昭和59年法律第 61号)
(36) 振動規制法	(昭和51年法律第 64号)
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和45年法律第 137号)
(38) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成12年法律第 113号)
(39) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成12年法律第 104号)
(40) 文化財保護法	(昭和25年法律第 214号)
(41) 砂利採取法	(昭和43年法律第 74号)
(42) 電気事業法	(昭和39年法律第 170号)
(43) 消防法	(昭和23年法律第 186号)
(44) 測量法	(昭和24年法律第 188号)
(45) 建築基準法	(昭和25年法律第 20号)
(46) 都市公園法	(昭和31年法律第 79号)
(47) 自然公園法	(昭和32年法律第 131号)
(48) 漁業法	(昭和24年法律第 267号)
(49) 電波法	(昭和25年法律第 131号)
(50) 土壤汚染対策法	(平成14年法律第 53号)
(51) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(平成12年法律第 127号)
(52) 地方公共団体の関係諸条例	
(53) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	(平成17年法律第 18号)
(54) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成17年法律第 51号)
(55) 職業安定法	(昭和22年法律第 141号)
(56) 農薬取締法	(昭和23年法律第 82号)
(57) 毒物及び劇物取締法	(昭和25年法律第 303号)
(58) 厚生年金保険法	(昭和29年法律第 115号)
(59) 最低賃金法	(昭和34年法律第 137号)
(60) 所得税法	(昭和40年法律第 33号)
(61) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の 防止等に関する特別措置法	(昭和42年法律第 131号)
(62) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(昭和44年法律第 84号)
(63) 著作権法	(昭和45年法律第 48号)
(64) 自然環境保全法	(昭和47年法律第 85号)
(65) 警備業法	(昭和47年法律第 117号)
(66) 産業標準化法	(昭和24年法律第 185号)
(67) 計量法	(平成 4年法律第 51号)
(68) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成12年法律第 100号)
(69) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	(平成15年法律第 58号)
(70) 技術士法	(昭和58年法律第 25号)

(71) 肥料取締法

(昭和25年法律第 127号)

1－1－44 官公庁への手続等

- 1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならぬ。
- 2 受注者は、工事施工に当たり関係官公庁及びその他の関係機関に対する諸手続きを自らの責任において、法令、条例又は設計図書の規定により迅速に処理しなければならない。
ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を得るものとする。
- 3 受注者は、2に規定する届出等の諸手続きにおいて、許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を行う場合、自らの責任において行うものとする。
受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前連絡のうえ、これらの交渉に当たり、誠意をもって対応しなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合、誠意を持ってその解決に当たらなければならぬ。
- 7 受注者は、交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を隨時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1－1－45 施工時期及び施工時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に施工時期が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した休日等作業届を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書に施工時期又は施工時間が定められている場合で、それを変更する必要がある場合、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

1－1－46 工事測量

- 1 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮B.M.）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合、監督職員の指示を受けなければならない。
なお、測量標（仮B.M.）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また、測量結果を監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、測量標（仮B.M.）の設置に当たり、位置及び高さの変動のないようにしなければならない。
- 3 受注者は、用地幅杭、測量標（仮B.M.）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。
なお、用地幅杭を移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- 4 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保存に対して責任を負わなければならない。
- 6 工事測量は、受注者の責任において行わなければならない。

1－1－47 提出書類

- 1 提出書類は、工事請負契約に係る提出書類の書式等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
- 2 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

1－1－48 工事特性等への対応状況の報告

- 1 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、情報化施工を実施した事項、新技術を活用した事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、別に定める様式に基づき作成し、工事完成時までにこれらを監督職員に報告することができる。
- 2 なお、本報告事項については、工事成績評定の参考とする。
3. 情報化施工とは、情報通信技術（ＩＣＴ）を工事の施工等に活用することにより、従来の施工技術と比べ、高い生産性と施工品質を実現する施工システムである。
- 4 新技術とは、農業農村整備民間技術情報データベース（以下「ＮＮＴＤ」という。）及び新技術情報提供システム（以下「ＮＥＴＩＳ」という。）に登録されている技術、ＮＮＴＤ又はＮＥＴＩＳには登録されていないものの、従来の標準的な技術に比べて活用の効果が同等以上の技術又は同等以上と見込まれる技術、及び特殊な現場条件下における独自の工法による技術等である。

1－1－49 不可抗力による損害

- 1 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合

ア 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上

イ 1時間雨量（任意の60分間における雨量をいう。）が20mm以上
 - (2) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m／秒以上あった場合
 - (3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合

地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
- 2 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1－1－35工事中の安全管理及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1－1－50 特許権等

- 1 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したとき、監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 2 発注者が引渡しを受けた契約の目的物が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
なお、出願及び権利が発注者に帰属する著作物については、発注者がこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1－1－51 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を別に定める様式に基づき作成し、工事請負契約締結後1箇月以内及び工事完了後速やかに、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

1－1－52 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

また、保険契約を締結したときは、契約書第58条に基づき直ちに監督職員に提示しなければならない。

なお、監督職員から請求があった場合は、その証券等の写しを提出するものとする。

1－1－53 臨機の処置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認める時は、臨機の処置を執らなければならぬ。また、受注者は、処置を執った場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象に伴い、工事目的物の品質、出来高の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1－1－54 産業廃棄物税

本工事に発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

1－1－55 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置

鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。

県工事において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県（発注者）と協議を行うこと。

1－1－56 配置技術者等の途中交代

- 1 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
 - (1) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現場へ工事の現場が移行する時点
 - (3) 一つの契約工期が多年におよぶ場合
- 2 上記1のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

1－1－57 監理技術者等の専任を要しない期間

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっている

ことを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

1-1-58 現場代理人の常駐に関する取扱い

- 1 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。

ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間。
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取り締りを行うことができるものとする。
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工場現場において作業等が行われていない期間。

- 2 発注者への報告

1の要件を満たす場合は、現場代理人の工場現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

1-1-59 現場代理人の兼任

- 1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（5）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の（1）、（2）及び（6）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。

※ 設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が7,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）

その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

第1章 総 則

- (3) 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

1－1－60 品質証明

1 受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号によるものとする。

- (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。
- (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。
- (3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
- (4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (5) 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。

なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

1－1－61 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用

- 1 受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工地を管轄する振興局、支庁の管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
- 2 受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
- 3 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

1－1－62 県産資材の優先使用

- 1 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
- 2 受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載

するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材等を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承認を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)	生コン(レディミクストコンクリート), コンクリート二次製品 石材類, アスファルト合材, 木材, 樹木, 芝
-----------------	--

- 3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合には、その理由を記載すること。
- 4 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

1-1-63 鉄道等高圧線に近接した測量作業等の感電事故防止対策

- 1 鉄道等高圧線に近接した場所において測量作業等を実施する場合は、受注者は、事前に鉄道事業者等と事故防止対策会議など緊密に連絡を取ることとする。
- 2 受注者は、前項の作業を行う場合には、感電事故の防止のため、3m以下の絶縁型のスタッフやポールを使用することとする。

1-1-64 手すり先行型足場

枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

1-1-65 「週休2日」試行工事

試行に当たっては、農業農村整備事業における『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。

実施要領は、鹿児島県ホームページから取得できる。

1-1-66 热中症対策

作業現場における熱中症対策については、下請業者や資材関係業者など工事関係者全てに対して対策を講じること。

1-1-67 热中症対策に資する現場管理費の補正

- 1 試行に当たっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和3年6月1日付け農地保全課長通知）」に基づき行うものとする。
- 2 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和3年6月1日付け農地保全課長通知）」については、鹿児島県ホームページから取得できる。

1-1-68 建設現場における「快適トイレ」設置

受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。

快適トイレを設置する場合は、『鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。

なお、試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。

1-1-69 共通仮設費率分の適切な設計変更

- 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- 2 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- 3 受注者は、上記2により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る

費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

- 4 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

1-1-70 現場環境改善費

- 1 現場環境改善費の内容は、以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上を選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- 3 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。
- 4 現場環境改善費の積算方法については、「工事における現場環境改善費の積算要領」に基づき行い、鹿児島県ホームページから取得できる。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舎の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	① 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献

1-1-71 ダンプトラック等における過積載等の防止

- 1 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害するがないようにすること。
- 4 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることができないようすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7 上記1から6のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

1-1-72 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策

ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壤や植物等の搬出入に当たっては、別表「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

- 1 土・樹木等の措置
 - (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
 - (2) 廃棄樹木等については、焼却処理する。
- 2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。
- 3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置
 - (1) 薬剤処理・薰蒸処理後、搬出する。
 - (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壤の除去、目視除去後、搬出する。
- 4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壤の除去並びに薬剤処理後、搬出する。
- 5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記3、4の措置が講じられているかを確認する。

なお、これまでに発生が確認されたことのある市町村については、鹿児島県のホームページで確認し、詳細は、各市町村に確認することとする。

1-1-73 鳥インフルエンザ感染防止対策

1 移動制限区域外から区域内へ資材搬入等の場合

- (1) 鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域外から区域内へ資材搬入を行う工事においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、以下の感染防止対策を実施すること。

なお、下記ア及びイは、監督職員から指示があった場合に実施するものとする。

- ア 工事関係車輌が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。
- イ 工事関係車輌が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにお

いて必ず消毒を受けること。

ウ 工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。

エ 上記について、下請業者や資材関係業者など工事の関係者全てに徹底すること。

(2) 移動制限区域や消毒ポイントは、県庁ホームページで常に最新の情報を確認すること。

2. 移動制限区域内での工事施工の場合

(1) 鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域内での工事施工においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、必要な資材等が準備出来次第速やかに、以下の感染防止対策を実施すること。

なお、下記ア及びイは、監督職員から指示があった場合に実施するものとする。

ア 工事関係車両が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。

イ 工事関係車両が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。

ウ 現場の出入口では、必ず全ての車両の入退場に対して車両の消毒を実施し、現場関係者に対しては消毒マット等の方法により防疫措置を徹底すること。

エ 工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。

オ 上記について、下請業者や資材関係業者など、本工事（業務）の関係者全てに徹底すること。

カ 上記ウについては、状況写真を1枚撮影し、現場管理写真（業務報告書）に添付すること。

(2) 上記ウにおける消毒薬の材料代等については、実績数量により設計変更するものとし、事前に監督職員と協議すること。

(3) 移動制限区域や消毒ポイントは、県庁ホームページで常に最新の情報を確認すること。

1-1-74 口蹄疫対策

家畜伝染病「口蹄疫」が発生した場合、下記により感染防止を実施すること。

1 関係者が制限区域内に入り出す場合は、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行などの防疫措置を徹底すること。

2 関係車両が制限区域内に入り出す場合は、必ず消毒ポイントが設けられている道路を通過し、消毒を受けること。

3 移動制限区域及び搬出制限区域や消毒ポイントは、県庁ホームページ等で常に最新の情報を確認すること。

1-1-75 間接工事費等諸経費動向調査

「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事とされた場合には、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。

また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

1-1-76 國土調査の基準点等の保全

1 國土調査の基準点等測量標識等の保全

施工区域内に國土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

1-1-77 測量作業等の感電事故防止対策の強化

- 1 鉄道等高圧線に近接した場所において、測量作業等を実施する場合は、受注者は、事前に施設管理者等と事故防止対策会議など緊密に連絡をとること。
- 2 受注者は、前項の作業を行う場合には、感電事故の防止のため、3m以下の絶縁型のスタッフやポールを使用すること。

1-1-78 アスベスト（石綿）対策

掘削作業等において石綿を使用した管等が発見された場合、「石綿障害予防規則」に定める措置が義務づけられているため、直ちに監督職員に報告するものとする。

1-1-79 コンピュータウイルス対策

- 1 使用するパソコンはウイルス対策を必ず行うこと。
- 2 市販のウイルス対策ソフトを使用パソコンにインストールし、常に最新の検索エンジン、パターンファイルを適用すること。
- 3 外部から持ち込むデータについては、コピー、保存、閲覧などの前に必ずウイルスチェックを行うこと。
- 4 OSは常に最新のアップデートを行うこと。
- 5 業務に必要なデータのみを記録媒体に保存し、提出前にウイルス検索を行い提出すること。
- 6 使用するパソコン環境及びウイルス対策ソフト名について、施工計画書・業務計画書に記載すること。